

## ひたちなか市教育委員会会議録

令和4年 第2回 ひたちなか市教育委員会 2月定例会 会議録					
令和4年2月22日(火)		開会 午後4時00分		閉会 午後4時45分	
○場 所	ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設（ふぁみりこらば）103研修室				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修	委 員 佐藤 達
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	欠席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	欠席
	学務課長			根本 光恵	欠席
	青少年課長			川上 篤	欠席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	欠席
	○事務局員	総務課係長			二川 和久
総務課主事			山崎 佑太	欠席	
1 議案審議等	報告第2号	令和4年度組織・機構改編について【公開】			
	報告第3号	令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価（令和2年度対象）について【公開】			
	議案第1号	ひたちなか市学校看護師設置要綱制定について【公開】			

令和4年第2回ひたちなか市  
教育委員会2月定例会会議録

開会 16:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

報告第2号 令和4年度組織・機構改編について

教育次長 令和4年度組織・機構改編について、変更内容についてご説明します。1つ目に、公共施設マネジメント推進のための改編ということで、従来の管財業務に加えて、公共施設マネジメントと施設営繕業務を所管する資産経営課を設置し、あわせて教育委員会事務局施設整備課及び建設部住宅課営繕係を廃止とし、所管していた施設営繕業務を一本化するための組織改編を行っていきます。

2つ目に新規業務への対応及び業務量の適正化のための改編ということで、総務部管財課で所管していた契約検査事務を所管する契約検査課を新たに設置し、この契約検査課に工事検査室を設置します。次に、学校給食の公会計化推進のため、教育委員会事務局保健給食課を設置し、教育委員会事務局学務課保健給食室を廃止とします。学校給食センターと那珂湊第三小学校共同調理場は、保健給食課に配置することになります。最後に、上坪浄水場更新事業が終了するため、水道事業所工務課施設更新推進室が廃止となります。

3つ目に課の名称の変更ということで、経済環境部環境保全課の名称が環境政策課に変更になります。そして、教育委員会事務局学務課が学校管理課となります。この学校管理課に学務係と施設係を配置して執務を行っていくこととなります。これによって令和4年度のひたちなか市の組織全体としては、9部、6公室、56課、26室、50係という体制で執務を執行していきます。説明は以上です。

教育長 教育委員会としましては、施設整備課と学務課が1つになって、学校管理課に、保健給食室が保健給食課に変更となります。

**【質疑、意見等】**

佐藤委員 公会計化の取組が行われているのですか。

教 育 長 学校給食での公会計につきましては、令和6年度を目標に体制を整えているところになります。

### 報告第3号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価（令和2年度対象）について

総務課長 報告第3号資料をご覧ください。教育行政点検・評価は、例年ですと教育委員会2月定例会の前に、点検評価委員と教育委員で所見等を考えながら質疑応答や意見交換等をする予定でしたが、コロナウイルス感染予防のため、今年度は書面でのやり取りとさせていただきます。今年度の点検・評価の対象の事業は、令和2年度の事業となっております。教育行政点検・評価を行う根拠につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定されておりました、その結果については、議会に報告書を提出することとされております。点検をお願いした委員の方は、茨城工業高等専門学校長の米倉達広氏と、元市立学校長、校長会のOB会長である宇留野騎一郎氏をお願いしております。所見をいただくところにつきましては、ひたちなか市学校教育振興基本計画の特に重点とされる26の事業でございます。それらの事業について、教育委員会事務局の各所管が自己点検や指標に対してどの程度達成できたか等を自己評価したものについて、委員から所見をいただく流れになっております。所見の内容につきましては、資料②に、2人の委員から各所管で自己評価したところについて所見をいただいたものをまとめています。資料の赤字で書かれている所がご意見をいただいた所になっており、それに対して、各所管で回答を作成させていただいております。回答の内容につきましては、資料③に1つ1つの項目について各所管で回答したものがまとまっています。こちらにつきましては、本来はこの会議をもって意見交換をするところですが、今回は書面ということで委員さんに報告をさせていただく予定としております。資料①に戻りまして、所見の内容につきましては、主な意見としまして、米倉委員からは、ICTの活用の推進に関することや、令和2年度はコロナの関係で先生の研修や子供たちの授業等が制約されてしまったので、こういったことが今後も続くことを想定したオンラインの活用についてご意見をいただいております。宇留野委員からは、こちらでもコロナの影響で実施ができなかった教育委員の研修について令和3年度はできる限り実施してもらいたいといったことや、教職員の研修やサービス等についてご意見をいただいております。今後の予定としまして、3月議会の開会前に所見の回答をまとめたものについて、報告書を議会に提出させていただき、令和4年3月下旬に市のホームページ

で公表させていただきたいと思っております。詳しい内容につきましては、お手元の資料をご覧くださいようお願いいたします。簡単ではございますが、説明は以上になります。

**【質疑、意見等】**

特になし

**議案第1号 ひたちなか市学校看護師設置要綱制定について**

指導課長 これまで、本市小・中・義務教育学校では、身辺処理や安全配慮等に教育上特別の支援が必要な児童生徒に学校介助員を配置し、支援に当たってまいりました。今年度から、美乃浜学園に、痰の吸引等の医療的ケアを必要とする1年生の児童1名が入学してまいりました。この医療的ケアは、学校介助員では対応できないということで、看護師資格を持つ学校看護師の業務開始に当たって、その設置要綱を制定するものです。第1条は、学校看護師を置くことにより必要となったこの設置要綱の趣旨の説明です。第2条は、学校看護師の設置基準です。特別支援学校への就学が適すると市の教育支援委員会の判定を受けた医療的ケア児が市立の小中学校を希望した場合に、学校看護師を配置します。第3条は、学校看護師の職務です。看護師資格を持つことによってできる主治医の指示書に基づいた医療的ケアに関することが職務の中心です。また、その他の介助にも当たっていただくとのことで職務を規定しています。説明は以上になります。ご審議の程よろしく願いいたします。

**【質疑、意見等】**

教育長 今はどういった状況なのでしょうか。

指導課長 4月に入学をした児童のため、約1年前から、看護師資格を持つ方の募集をかけてきたのですが、なかなか採用にいたりませんでした。6月頃に、興味を持って履歴書を送ってくださった方が1名いたのですが、その方は病院での勤務しか経験のない方で、ドクターのいない場所で1人だけで医療的ケアを行うことに、面接時の説明で不安を感じ、辞退をされてしまいました。12月にまた1名応募いただきました。その方は在宅ケアを経験されている方で、採用に至りました。今現在は、まだ主治医の指示書をもとにした最終調整ができていないため、介助員さんと共に介助を行いながら、児童とコミュニケーションを取り、信頼関係を築いています。指示書が出次第、医

療的ケアを行います。

教 育 長 医療的ケアを必要とする児童は、こういった状態なのですか。

指 導 課 長 車いすを使用していましたが、年度の途中から電動式のものになりました。首から下が不自由なのですが、足先は少し動かすことができます。酸素を導入する機械を入れていることと、痰の吸引が必要です。現在までの数か月間は、それらのケアができない介助員さんだったため、保護者の方に別室で待機していただいて、必要な時に保護者が吸引をおこなって対応をしていました。足先を動かすことができるので、タブレットのキーボードは足で操作をしています。

佐 藤 委 員 自走することや、上り下り等はどのようにしているのでしょうか。

指 導 課 長 電動式の車いすを自分で操作をしています。階の移動はエレベーターを使用しています。美乃浜学園の学区とは別の地域に住所があるのですが、9年間慣れた学校に通えるということと、給食の運搬と兼用のエレベーターが設置されているため、美乃浜学園に保護者の送迎で通っています。

朝 日 委 員 主治医の方と、学校の担当者の方とのやり取り等は、どれくらいの頻度で行われるのでしょうか。

指 導 課 長 定期的な診察等に同席させていただければ、その時に直接やり取りをします。場合によっては、文書のみとなります。

\*議案第1号 ひたちなか市学校看護師設置要綱制定については、全員一致で可決されました。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16:45